

労 災 保 険 率

平成27年4月1日施行

(単位：1/1,000)

業 種		労災保険率	
		現 行	改定後
林業		6 0	6 0
海面漁業		2 0	1 9
定置網漁業又は海面魚類養殖業		4 0	3 8
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業		8 8	8 8
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		1 9	2 0
原油又は天然ガス鉱業		5. 5	3
採石業		5 8	5 2
その他の鉱業		2 5	2 6
水力発電、ずい道等新設事業		8 9	7 9
道路新設事業		1 6	1 1
舗装工事業		1 0	9
鉄道又は軌道新設事業		1 7	9. 5
建築事業		1 3	1 1
既設建築物設備工事業		1 5	1 5
機械装置の組立て又は据付けの事業		7. 5	6. 5
その他の建設事業		1 9	1 7
食料品製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	6	6
	たばこ等製造業	6	
繊維工業又は繊維製品製造業		4	4. 5
木材又は木製品製造業		1 3	1 4
パルプ又は紙製造業		7. 5	7
印刷又は製本業		3. 5	3. 5
化学工業		5	4. 5
ガラス又はセメント製造業		7. 5	5. 5
コンクリート製造業		1 3	1 3
陶磁器製品製造業		1 9	1 9
その他の窯業又は土石製品製造業		2 6	2 6
金属精錬業		6. 5	7
非鉄金属精錬業		7	6. 5
金属材料品製造業		7	5. 5
鋳物業		1 7	1 8
金属製品製造業又は金属加工業		1 0	1 0
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業		6. 5	6. 5
めっき業		7	7
機械器具製造業		5. 5	5. 5
電気機械器具製造業		3	3
輸送用機械器具製造業		4. 5	4
船舶製造又は修理業		2 3	2 3
計量器、光学機械、時計等製造業		2. 5	2. 5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		4	3. 5
その他の製造業		7	6. 5
交通運輸事業		4. 5	4. 5
貨物取扱事業		9	9
港湾貨物取扱事業		1 1	9
港湾荷役業		1 6	1 3
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		3	3
農業又は海面漁業以外の漁業		1 2	1 3
清掃、火葬又はと畜の事業		1 3	1 2
ビルメンテナンス業		5. 5	5. 5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		6. 5	7
通信業、放送業、新聞業又は出版業		2. 5	2. 5
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業		3. 5	3. 5
金融業、保険業又は不動産業		2. 5	2. 5
その他の各種事業		3	3
船舶所有者の事業		5 0	4 9